

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4833294号
(P4833294)

(45) 発行日 平成23年12月7日(2011.12.7)

(24) 登録日 平成23年9月30日(2011.9.30)

(51) Int. Cl.		F I			
G06F 21/20	(2006.01)	G06F	15/00	330F	
G06F 21/22	(2006.01)	G06F	9/06	660E	
G06F 1/00	(2006.01)	G06F	1/00	370E	

請求項の数 4 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2008-535231 (P2008-535231)	(73) 特許権者	000005223 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(86) (22) 出願日	平成18年9月20日(2006.9.20)	(74) 代理人	100089118 弁理士 酒井 宏明
(86) 国際出願番号	PCT/JP2006/318636	(72) 発明者	鈴木 雅人 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
(87) 国際公開番号	W02008/035412	(72) 発明者	小谷 誠剛 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内
(87) 国際公開日	平成20年3月27日(2008.3.27)	審査官	平井 誠
審査請求日	平成20年11月21日(2008.11.21)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 情報処理装置および起動方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置内に実装され、所定の処理を独立して実行するチップおよび情報処理装置を制御する制御装置を備えた情報処理装置であって、

前記チップは、

前記情報処理装置の操作を許可された利用者の生体情報を示す生体認証情報および前記情報処理装置にインストールされたソフトウェアに関する情報を記憶する記憶手段と、

前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、利用者の生体情報を取得し、当該生体情報および前記生体認証情報を基にして前記情報処理装置の起動を許可するか否かを判定する生体判定手段と、

前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、前記記憶手段に記憶されたソフトウェアに関する情報に基づいて不正なソフトウェアがインストールされているか否かを判定するソフトウェア判定手段と、

前記生体判定手段および前記ソフトウェア判定手段の判定結果に基づいて、前記制御装置の起動を制御する起動制御手段と

を備えたことを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記チップは、前記情報処理装置にインストールされたソフトウェアに関する情報を取得し、前記記憶手段に記憶されたソフトウェアに関する情報を更新する情報更新手段を更に備えたことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項 3】

情報処理装置内に実装され、所定の処理を独立して実行するチップおよび情報処理装置を制御する制御装置を備えた情報処理装置の起動方法であって、

前記チップは、

前記情報処理装置の操作を許可された利用者の生体情報を示す生体認証情報および前記情報処理装置にインストールされたソフトウェアに関する情報を記憶装置に記憶する記憶工程と、

前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、利用者の生体情報を取得し、当該生体情報および前記生体認証情報を基にして前記情報処理装置の起動を許可するか否かを判定する生体判定工程と、

前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、前記記憶装置に記憶されたソフトウェアに関する情報に基づいて不正なソフトウェアがインストールされているか否かを判定するソフトウェア判定工程と、

前記生体判定工程および前記ソフトウェア判定工程の判定結果に基づいて、前記制御装置の起動を制御する起動制御工程と

を含んだことを特徴とする起動方法。

10

【請求項 4】

前記チップ内で、前記情報処理装置にインストールされたソフトウェアに関する情報を取得し、前記記憶装置に記憶されたソフトウェアに関する情報を更新する情報更新工程を更に含んだことを特徴とする請求項 3 に記載の起動方法。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、情報処理装置内に実装され、所定の処理を独立して実行するチップを備えた情報処理装置等に関し、特に情報漏洩の問題を解消することができる情報処理装置および起動方法に関するものである。

【背景技術】

【0002】

近年、情報処理装置に記憶された情報（機密情報や利用者のプライバシーに関わる情報等）の漏洩などの問題を解消するために、指紋、虹彩、顔貌、静脈といった利用者本人の生体情報を利用して情報処理装置に記憶された情報を保護するバイOMETリック認証機能を情報処理装置に搭載する試みがなされている。かかる従来のバイOMETリック認証機能では、情報処理装置に電源が投入された後、情報処理装置に組み込まれたOS（Operating System）やバイOMETリック認証機能を実現させる認証プログラム等のシステムが起動した後に、利用者からの生体情報を取得して、情報処理装置の操作を許可するか否かを判定している。

30

【0003】

なお、特許文献 1 では、利用者に対する認証処理を実行するためのプログラムおよびデータの更新を柔軟かつ厳粛に実行可能とする情報管理装置が提案されている。

【0004】

【特許文献 1】国際公開第 2005 / 106620 号パンフレット

40

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、上述した従来の技術では、情報処理装置に組み込まれたシステムが起動した後にはじめて本人の生体情報による認証機能（セキュリティ機能）が有効となるため、情報処理装置が起動してから認証機能が有効となる間に、情報処理装置に記憶された情報を保護することができないという問題があった。

【0006】

つまり、電源投入直後のOS等のシステム起動前の状態では、何ら内部の情報は保護さ

50

れることはなく、外部のOS起動方法（FDD、CD-ROM等）からのゲストOS等の起動により、簡単に情報処理装置内部の情報が盗難にあう問題があった。

【0007】

この発明は、上述した従来技術による問題点を解消するためになされたものであり、情報処理装置に記憶された情報を保護することができる情報処理装置および起動方法を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上述した課題を解決し、目的を達成するため、本発明は、情報処理装置内に実装され、所定の処理を独立して実行するチップを備えた情報処理装置であって、前記チップは、前記情報処理装置の操作を許可された利用者の生体情報を生体認証情報として記憶する記憶手段と、前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、利用者の生体情報を取得し、当該生体情報および前記生体認証情報を基にして前記情報処理装置の起動を許可するか否かを判定する生体判定手段と、を備えたことを特徴とする。

10

【0009】

また、本発明は、上記発明において、前記記憶手段は、前記情報処理装置に係る環境の情報を更に記憶し、前記チップは、前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、前記記憶手段に記憶された環境の情報に基づいて前記情報処理装置の起動を許可するか否かを判定する環境判定手段を更に備えたことを特徴とする。

【0010】

20

また、本発明は、上記発明において、前記情報処理装置は、前記チップを除いた情報処理装置全体を制御する制御装置を備え、前記チップは、前記生体判定手段および前記環境判定手段の判定結果に基づいて、前記制御装置の起動を制御する起動制御手段を更に備えたことを特徴とする。

【0011】

また、本発明は、上記発明において、前記チップは、前記情報処理装置に係る環境の情報を取得し、前記記憶手段に記憶された環境の情報を更新する環境情報更新手段を更に備えたことを特徴とする。

【0012】

また、本発明は、情報処理装置内に実装され、所定の処理を独立して実行するチップを備えた情報処理装置の起動方法であって、前記チップは、前記情報処理装置の操作を許可された利用者の生体情報を生体認証情報として記憶装置に記憶する記憶工程と、前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、利用者の生体情報を取得し、当該生体情報および前記生体認証情報を基にして前記情報処理装置の起動を許可するか否かを判定する生体判定工程と、を含んだことを特徴とする。

30

【0013】

また、本発明は、上記発明において、前記記憶工程は、前記情報処理装置に係る環境の情報を更に記憶装置に記憶し、前記チップ内で、前記情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、前記記憶装置に記憶された環境の情報に基づいて前記情報処理装置の起動を許可するか否かを判定する環境判定工程を更に含んだことを特徴とする。

40

【0014】

また、本発明は、上記発明において、前記情報処理装置は、前記チップを除いた情報処理装置全体を制御する制御装置を備え、前記チップ内で、前記生体判定工程および前記環境判定工程の判定結果に基づいて、前記制御装置の起動を制御する起動制御工程を更に含んだことを特徴とする。

【0015】

また、本発明は、上記発明において、前記チップ内で、前記情報処理装置に係る環境の情報を取得し、前記記憶装置に記憶された環境の情報を更新する環境情報更新工程を更に含んだことを特徴とする。

【発明の効果】

50

【 0 0 1 6 】

本発明によれば、所定の処理を独立して実行するチップにおいて、情報処理装置の操作を許可された利用者の生体情報を生体認証情報として記憶し、情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、利用者の生体情報を取得し、生体情報および生体認証情報を基にして情報処理装置の起動を許可するか否かを判定するので、情報処理装置の電源投入時にかかる情報漏洩を防ぐことができる。

【 0 0 1 7 】

また、本発明によれば、チップに情報処理装置に係る環境の情報を更に記憶し、情報処理装置に対する起動要求を取得した場合に、記憶手段に記憶された環境の情報に基づいて情報処理装置の起動を許可するか否かを判定するので情報処理装置の安全性を向上させることができる。

10

【 0 0 1 8 】

また、本発明によれば、情報処理装置は、チップを除いた情報処理装置全体を制御する制御装置を備え、チップは、生体情報に対する判定結果および環境の情報に対する判定結果に基づいて、制御装置の起動を制御するので、情報処理装置に電源が投入されてから制御装置が起動するまでの間に情報が盗まれることを防止することができる。

【 0 0 1 9 】

また、本発明によれば、チップは、情報処理装置に係る環境の情報を取得し、環境の情報を更新するので、不正な周辺機器およびプログラム等を情報処理装置から排除し、情報処理装置の安全性を向上させることができる。

20

【 発明を実施するための最良の形態 】

【 0 0 2 0 】

以下に添付図面を参照して、この発明に係る情報処理装置および起動方法の好適な実施の形態を詳細に説明する。

【 実施例 】

【 0 0 2 1 】

まず、本実施例にかかる情報処理装置の概要および特徴について説明する。本実施例にかかる情報処理装置は、所定の処理を独立して実行するセキュリティチップ（例えば、国際公開第 2 0 0 5 / 1 0 6 6 2 0 号パンフレットに開示されているような生体認証機能を有する L S I ）を実装し、このセキュリティチップが、情報処理装置への電源投入時に、情報処理装置の C P U 等の主要な L S I またはシステム全体の起動に先立って単独で起動する。

30

【 0 0 2 2 】

そして、セキュリティチップは、外部に接続された生体認証用のセンサから利用者の生体情報（指紋、虹彩、顔貌、静脈などの生体情報）を取得し、取得した生体情報と、予め記憶していた利用者の生体情報とを基にして情報処理装置の起動を許可するか否かを判定し、情報処理装置の起動を許可すると判定した場合に、情報処理装置の C P U 等の主要な L S I またはシステム全体を起動させる。

【 0 0 2 3 】

このように、セキュリティチップが情報処理装置の C P U 等に先立って起動し、情報処理装置の起動を許可するか否かを判定するので、情報処理装置に記録された情報の漏洩あるいはセキュリティホールを悪用した情報の盗難が防止できる。

40

【 0 0 2 4 】

つぎに、本実施例にかかる情報処理装置の構成について説明する。図 1 は、本実施例にかかる情報処理装置の構成を示す機能ブロック図である。同図に示すように、この情報処理装置 1 0 0 は、通信 I / F（インターフェース）1 1 0 と、生体センサ 1 2 0 と、C P U 1 3 0 と、メモリ/ストレージ 1 4 0 と、セキュリティチップ 1 5 0 とを備えて構成される。なお、メモリ/ストレージ 1 4 0 には、各種ソフトウェア 1 6 0 が記憶されている。

【 0 0 2 5 】

50

通信 I / F 1 1 0 は、ネットワークと内部とのインターフェースを司り、外部装置からのデータの入出力を制御する。通信 I / F 1 1 0 には、例えば、モデムや L A N (Local Area Network) アダプタなどを採用することができる。なお、図示しないが、情報処理装置 1 0 0 は、通信 I / F 1 1 0 を介して、認証局の端末や、様々なサービスにかかる実行プログラムや各種データを開発するベンダーやメーカー、情報処理装置 1 0 0 を製造または販売する業者などが管理するサービス提供事業者端末などとデータ通信を行う。なお、通信 I / F 1 1 0 は、セキュリティチップ 1 5 0 によって起動を制御される。

【 0 0 2 6 】

生体センサ 1 2 0 は、例えば、指紋センサ、カメラおよびマイクなどが挙げられる。指紋センサは、およそ 5 0 μ m 間隔で指の指紋の凹凸を検出して電気信号に変換する装置であり、指紋の読取方式としては、たとえば、半導体式、光学式、感圧式、感熱式などが挙げられる。カメラは、眼球の虹彩や網膜を撮影する生体センサである。また、マイクは声の特徴をあらわす声紋を検出する生体センサである。

10

【 0 0 2 7 】

C P U 1 3 0 は、情報処理装置全体の処理をつかさどる装置である。なお、本実施例にかかる C P U 1 3 0 は、情報処理装置 1 0 0 に対する電源投入時には起動せず、セキュリティチップ 1 5 0 に起動を許可された後に起動し、各種処理を実行する。

【 0 0 2 8 】

メモリ/ストレージ 1 4 0 は、C P U 1 3 0 において利用される種々の情報を記憶する記憶装置である。このメモリ/ストレージ 1 4 0 は、情報処理装置 1 0 0 内であれば、セキュリティチップ 1 5 0 内またはセキュリティチップ 1 5 0 外のいずれの領域に設けられてもよい。セキュリティチップ 1 5 0 内に設けられる場合は、メモリ/ストレージ 1 4 0 の取り外しや改竄を防止することができる。

20

【 0 0 2 9 】

セキュリティチップ 1 5 0 は、情報処理装置 1 0 0 のメインボードに実装される。セキュリティチップ 1 5 0 は、セキュリティやプライバシーを実現するための基本機能のみを提供するチップである。また、このセキュリティチップ 1 5 0 は、T C G (Trusted Computing Group) の仕様書によって定義されている。一の情報処理装置 1 0 0 に実装されたセキュリティチップ 1 5 0 は、他の情報処理装置に実装できないようになっており、情報処理装置 1 0 0 からセキュリティチップ 1 5 0 を取り外すと、当該情報処理装置 1 0 0 は起動することができなくなる。また、セキュリティチップ 1 5 0 は、情報処理装置に電源が投入された場合に、情報処理装置の通信 I / F 1 1 0 、 C P U 1 3 0 、メモリ/ストレージ 1 4 0 などに先立って起動する。

30

【 0 0 3 0 】

セキュリティチップ 1 5 0 は、その内部に、L S I 固有鍵記憶部 1 5 1 と、セキュアメモリ 1 5 2 と、通信認証処理部 1 5 3 と、監視処理部 1 5 4 と、検証処理部 1 5 5 と、生体認証処理部 1 5 6 と、装置内情報認証処理部 1 5 7 と、起動制御処理部 1 5 8 とを備える。

【 0 0 3 1 】

L S I 固有鍵記憶部 1 5 1 は、セキュリティチップ 1 5 0 固有の暗号鍵を記憶する記憶部である。セキュアメモリ 1 5 2 は、セキュリティチップ 1 5 0 において用いられる種々の情報を記憶する記憶部である。

40

【 0 0 3 2 】

ここで、セキュアメモリ 1 5 2 の説明を行う。図 2 は、セキュアメモリ 1 5 2 に記憶された電子証明書を示す説明図であり、図 3 は、セキュアメモリ 1 5 2 に記憶された生体認証情報を示す説明図であり、図 4 は、セキュアメモリ 1 5 2 に記憶された装置内情報を示す説明図である。

【 0 0 3 3 】

図 2 において、電子証明書 C a ~ C z は、被証明者ごとに記憶されている。「被証明者」とは、電子証明書 C a ~ C z によって証明された者、例えば、利用者、メーカー、ベン

50

ダー、認証局などが挙げられる。また、電子証明書C a ~ C zには、バージョン情報、署名アルゴリズム、発行者名、有効期限、公開鍵、その他の関連情報が含まれている。この電子証明書C a ~ C zは、セキュリティチップ150に含まれる装置内情報認証処理部157によって暗号処理等のセキュアな方法によって管理されている。

【0034】

図3において、生体認証情報50は、利用者名51、センサ種情報52、生体情報53によって構成される。図3では、その一例として、情報処理装置100の操作を許可された利用者「X」が、「指紋センサ」によって検出された利用者「X」の指紋の画像データ「X a」を、生体情報53として登録している。生体認証情報50は、セキュリティチップ150に含まれる装置内情報認証処理部157によって暗号化され記憶されている。

10

【0035】

図4において、装置内情報（情報処理装置100に係る環境情報）として、周辺機器、ソフトウェア160、および各ハードウェアにインストールされた各種実行プログラムの名称およびバージョン情報が記憶されている。

【0036】

通信認証処理部153は、情報処理装置100外、たとえば、ネットワークを介して接続されたサービス提供者端末や、認証局の端末等との間で実行される通信の安全性を保證する処理部である。通信認証処理部153は、具体的には、認証局を利用した電子証明書による本人認証（PKI（Public Key Infrastructure）認証）を行うことにより、外部と通信を行う者が、認証局によって正規に登録された者であるか否かを判定することができる。

20

【0037】

監視処理部154は、情報処理装置100内の情報の受け渡しを監視する処理部であり、検証処理部155は、通信認証処理部153によって外部との通信の安全性が認証された場合に、当該外部からセキュリティチップ150に入力されてくる情報の正当性の検証や一致検証を行う処理部である。

【0038】

生体認証処理部156は、生体センサ120によって検出された生体情報とセキュアメモリ152に登録された利用者の生体認証情報（図3参照）とが一致するか否かを認証する処理部である。生体認証処理部156では、情報処理装置100を操作するものが正規の利用者であるか否かを判定することができる。

30

【0039】

また、生体認証処理部156は、情報処理装置100に対する起動要求を受け付けた場合（電源が情報処理装置100に投入された場合）、利用者の生体情報を生体センサ120から取得し、セキュアメモリ152に記憶された生体認証情報と比較して、一致するか否かを判定し、判定結果を起動制御処理部158に出力する。

【0040】

装置内情報認証処理部157は、セキュアメモリ152内の情報（装置内情報）を認証する処理部である。この装置内情報は、環境情報と呼ばれ、情報処理装置100に接続された周辺機器から取得した周辺機器に関する情報（たとえば、機器名、バージョン情報）や、情報処理装置100内にインストールされているソフトウェア60に関する情報（たとえば、ソフトウェア名、バージョン情報）、メモリ/ストレージ140に記憶されている各種情報（たとえば、電子証明書）などを含む。

40

【0041】

また、装置内情報認証処理部157は、セキュアメモリ152に記憶されている情報を機密管理する。具体的には、装置内情報認証処理部157が取得した情報を、LSI固有鍵記憶部151に記憶された固有の暗号鍵で暗号化して、セキュアメモリ152に記憶する。一方、他のハードウェアからの呼び出しがあった場合、暗号鍵と対になる復号鍵（LSI固有鍵記憶部151に記憶されている）で、暗号化されていた情報を復号する。この暗号化および復号化処理により、情報処理装置100内において改竄されていないことを

50

認証することができる。

【 0 0 4 2 】

また、装置内情報認証処理部 1 5 7 は、情報処理装置 1 0 0 に対する起動要求を受け付けた場合（電源が情報処理装置 1 0 0 に投入された場合）、セキュアメモリ 1 5 2 に記憶された装置内情報（情報処理装置 1 0 0 に係る環境の情報）を取得し、装置内情報を認証する。すなわち、装置内情報認証処理部 1 5 7 は、情報処理装置 1 0 0 に使用を許可していない不正なソフトウェアがインストールされているか否か、あるいは不正な周辺機器が情報処理装置 1 0 0 に接続されているか否かを判定し、判定結果を起動制御処理部 1 5 8 へ出力する。なお、装置内情報認証処理部 1 5 7 は、使用を許可するソフトウェアの情報および周辺機器の情報を予め保持しているものとする。

10

【 0 0 4 3 】

また、装置内情報認証処理部 1 5 7 は、情報処理装置内に接続された周辺機器から周辺機器に関する情報、情報処理装置 1 0 0 内にインストールされているソフトウェア 1 6 0 に関する情報を定期的（あるいは、情報処理装置 1 0 0 の処理を終了して電源供給を中止する直前など）に取得し、セキュアメモリ 1 5 2 に記憶された装置内情報（情報処理装置 1 0 0 の環境に係る情報）を更新する。

【 0 0 4 4 】

起動制御処理部 1 5 8 は、生体認証処理部 1 5 6 および装置内情報認証処理部 1 5 7 から判定結果を取得し、取得した判定結果に基づいて CPU 1 3 0 の起動を制御する処理部である。具体的に、この起動制御処理部 1 5 8 は、利用者の生体情報が生体認証情報と合致し、かつ、装置内情報が適切である場合に、CPU 1 3 0 および通信 I / F 1 1 0 を起動させる。

20

【 0 0 4 5 】

つぎに、本実施例にかかる情報処理装置の起動処理について説明する。図 5 は、本実施例にかかる起動処理を示すフローチャートである。同図に示すように、情報処理装置 1 0 0 に電源が入力された場合に（ステップ S 1 0 1 ）、セキュリティチップ 1 5 0 および生体センサ 1 2 0 が起動する（ステップ S 1 0 2 ）。

【 0 0 4 6 】

そして、装置内情報認証処理部 1 5 7 は、セキュアメモリ 1 5 2 から装置内情報（環境情報）を取得し（ステップ S 1 0 3 ）、装置内情報を認証し（ステップ S 1 0 4 ）、認証結果（装置内情報が適切か否かの判定結果）を起動制御処理部 1 5 8 へ出力する（ステップ S 1 0 5 ）。

30

【 0 0 4 7 】

続いて、生体認証処理部 1 5 6 が生体センサ 1 2 0 から利用者の生体情報を取得し（ステップ S 1 0 6 ）、生体情報と生体認証情報と比較して合致するか否かを判定し（ステップ S 1 0 7 ）、判定結果を起動制御処理部 1 5 8 へ出力する（ステップ S 1 0 8 ）。

【 0 0 4 8 】

そして、起動制御処理部 1 5 8 は、取得した判定結果に基づいて CPU 1 3 0 および通信 I / F 1 1 0 を起動させるか否かを判定し（ステップ S 1 0 9 ）、起動させない場合には（ステップ S 1 1 0 , N o ）、そのまま処理を終了し、起動させる場合には（ステップ S 1 1 0 , Y e s ）、通信 I / F 1 1 0 および CPU 1 3 0 を起動させる（ステップ S 1 1 1 ）。CPU 1 3 0 は、起動後に情報処理装置 1 0 0 の各種装置およびシステムを起動させる（ステップ S 1 1 2 ）。

40

【 0 0 4 9 】

このように、起動制御処理部 1 5 8 が、生体認証処理部 1 5 6 および装置内情報認証処理部 1 5 7 の判定結果に基づいて、CPU 1 3 0 の起動を制御するので、情報処理装置 1 0 0 に記憶された情報が悪意のある第三者によって盗まれることを防止することができる。

【 0 0 5 0 】

上述してきたように、本実施例にかかる情報処理装置 1 0 0 は、所定の処理を独立して

50

実行するセキュリティチップ150を備え、セキュリティチップ150は、情報処理装置100への電源投入時に、情報処理装置100のCPU130などの主要なLSI又はシステム全体に先立って単独で起動する。そして、セキュリティチップ150は、生体センサ120から利用者の生体情報を取得し、取得した生体情報と、予め記憶していた利用者の生体情報とを基にして情報処理装置の起動を許可するか否かを判定し、情報処理装置100の起動を許可すると判定した場合に、情報処理装置100のCPU130等の主要なLSIまたはシステム全体を起動させるので、情報処理装置に記録された情報の漏洩あるいはセキュリティホールを悪用した情報の盗難が防止できる。

【0051】

例えば、盗難にあった情報処理装置に対し、FDD、CD-ROM等ゲストOS等の起動を行い、情報処理装置の記憶媒体からの情報の盗用が行えなくなる。また、利用者にとっては、煩わしいログインID/パスワードの組み合わせを記憶する必要はなく、またOS等のソフトウェアに依存するしくみではないため、OSのセキュリティホール等の危殆化を心配する必要がなくなる。

【0052】

つぎに、本実施例において示した情報処理装置100のハードウェア構成について説明する。図6は、情報処理装置のハードウェア構成を示す図である。図6において、情報処理装置は、CPU11と、ROM12と、RAM13と、HDD(ハードディスクドライブ)14と、HD(ハードディスク)15と、FDD(フレキシブルディスクドライブ)16と、FD(フレキシブルディスク)17と、ディスプレイ18と、通信I/F19と、入力キー(キーボード、マウスを含む)20と、生体センサ21と、セキュリティチップ22とから構成される。また、各構成部はバス10にそれぞれ接続されている。

【0053】

ここで、CPU11は、情報処理装置全体の制御を司る。ROM12は、ブートプログラムなどのプログラムを記憶している。RAM13は、CPU11のワークエリアとして使用される。HDD14は、CPU11の制御にしたがってHD15に対するデータのリード/ライトを制御する。HD15は、HDD14の制御で書き込まれたデータを記憶する。

【0054】

FDD16は、CPU11の制御にしたがってFD17に対するデータのリード/ライトを制御する。FD17は、FDD16の制御で書き込まれたデータを記憶したり、FD17に記憶されたデータを情報処理装置に読み取らせたりする。

【0055】

また、着脱可能な記録媒体として、FD17のほか、CD-ROM(CD-R、CD-RW)、MO、DVD(Digital Versatile Disk)、メモリーカードなどであってもよい。ディスプレイ18は、カーソル、アイコンあるいはツールボックスをはじめ、文書、画像、機能情報等のデータを表示する。このディスプレイ18は、たとえば、CRT、TFT液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイなどを採用することができる。

【0056】

通信I/F19は、図1に示した通信I/F110に対応し、インターネットなどのネットワーク30に接続されている。入力キー20は、文字、数字、各種指示などの入力のためのキーを備え、データの入力を行う。また、タッチパネル式の入力パッドやテンキーなどであってもよい。

【0057】

生体センサ21およびセキュリティチップ22は、図1に示した生体センサ110およびセキュリティチップ150にそれぞれ対応する。また、セキュリティチップ22には図1に示した各種処理部を実現するための各種プログラム22aが記憶されており、かかるプログラムから各種プロセスが実行される。各種プロセスは、図1に示した、通信認証処理部153、監視処理部154、検証処理部155、生体認証処理部156、装置内情報認証処理部157、起動制御処理部158に対応する。また、セキュリティチップ150

10

20

30

40

50

は、各種プロセスを実行する上で利用される各種データ 2 2 b (実施例において説明した生体認証情報、装置内情報、L S I 固有鍵の情報などに対応する) が記憶されている。

【0058】

さて、これまで本発明の実施例について説明したが、本発明は上述した実施例以外にも、特許請求の範囲に記載した技術的思想の範囲内において種々の異なる実施例にて実施されてもよいものである。

【0059】

また、本実施例において説明した各処理のうち、自動的におこなわれるものとして説明した処理の全部または一部を手動的におこなうこともでき、あるいは、手動的におこなわれるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的におこなうこともできる。

10

【0060】

この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、制御手順、具体的名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。

【0061】

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示のように構成されていることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。

20

【産業上の利用可能性】

【0062】

以上のように、本発明にかかる情報処理装置および起動方法は、重要な情報を記憶する情報処理装置などに有用であり、特に、情報処理装置の起動時にかかるセキュリティホールを無くし情報漏洩の問題を解消する場合に適している。

【図面の簡単な説明】

【0063】

【図1】図1は、本実施例にかかる情報処理装置の構成を示す機能ブロック図である。

【図2】図2は、セキュアメモリに記憶された電子証明書を示す説明図である。

【図3】図3は、セキュアメモリに記憶された生体認証情報を示す説明図である。

30

【図4】図4は、セキュアメモリに記憶された装置内情報を示す説明図である。

【図5】図5は、本実施例にかかる起動処理を示すフローチャートである。

【図6】図6は、情報処理装置のハードウェア構成を示す図である。

【符号の説明】

【0064】

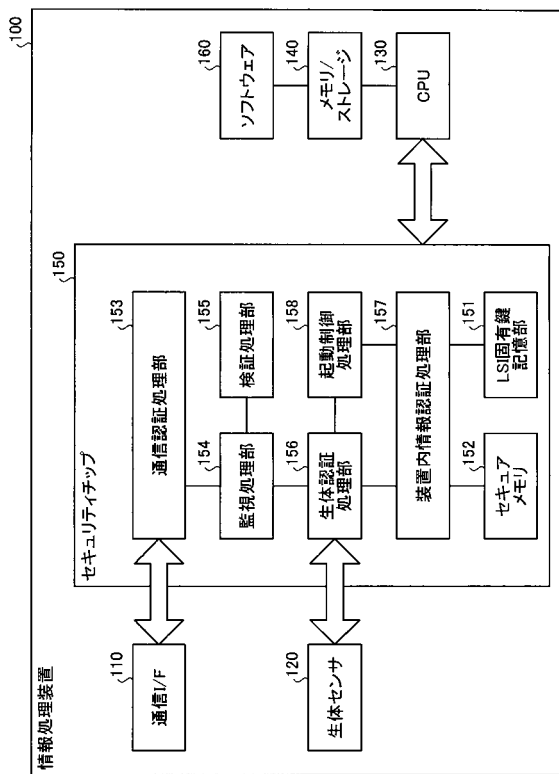
10	バス	
11, 130	CPU	
12	ROM	
13	RAM	
14	HDD	
15	HD	
16	FDD	
17	FD	
18	ディスプレイ	
19, 110	通信I/F	
20	入力キー	
21, 120	生体センサ	
22, 150	セキュリティチップ	
30	ネットワーク	
100	情報処理装置	

40

50

- 1 4 0 メモリ/ストレージ
- 1 5 1 L S I固有鍵記憶部
- 1 5 2 セキュアメモリ
- 1 5 3 通信認証処理部
- 1 5 4 監視処理部
- 1 5 5 検証処理部
- 1 5 6 生体認証処理部
- 1 5 7 装置内情報認証処理部
- 1 5 8 起動制御処理部
- 1 6 0 ソフトウェア

【図1】

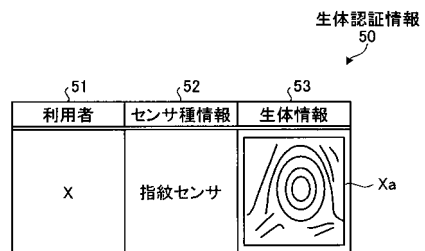


【図2】

被証明者名	電子証明書
A	Ca
B	Cb
C	Cc
...	...
Z	Cz

バージョン情報
署名アルゴリズム
発行者名
有効期限
公開鍵
関連情報

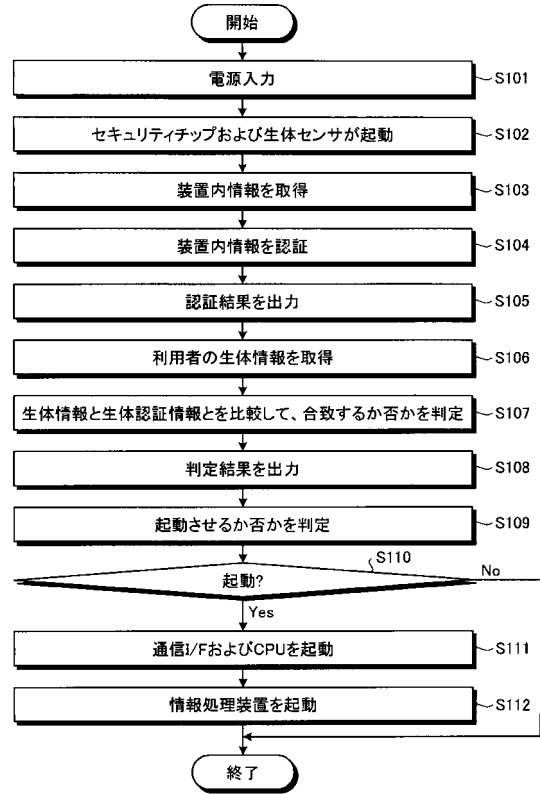
【図3】



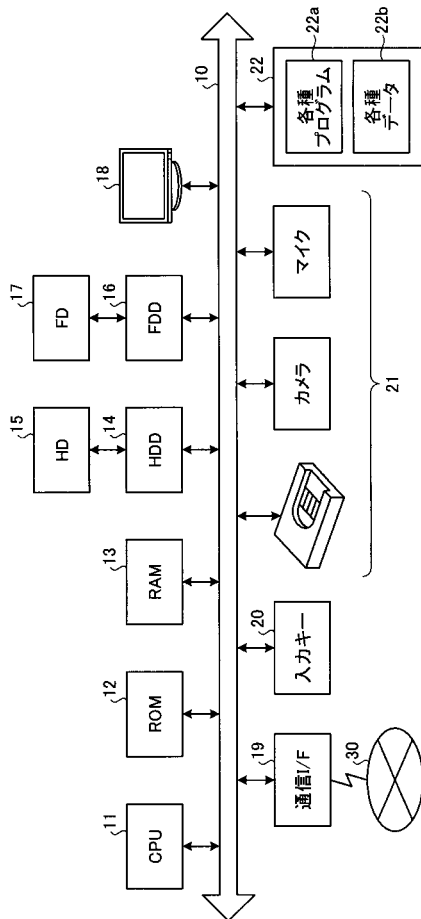
【図4】

周辺機器		ソフトウェア		実行プログラム	
周辺機器名	バージョン	ソフトウェア名	バージョン	プログラム名	バージョン
D1	1.1	Sa	5.0	生体認証	2.5
D2	3.2	Sb	4.1	通信認証	1.0
D3	1.0	Sc	1.0	装置内情報認証	6.1
.....

【図5】



【図6】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平04 - 348408 (JP, A)
特開2000 - 242771 (JP, A)
特開2002 - 312323 (JP, A)
米国特許出願公開第2004 / 0078497 (US, A1)
特開2000 - 207048 (JP, A)
国際公開第02 / 01328 (WO, A2)
特開2001 - 125660 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/